

平成 26 年 5 月 28 日

各 位

株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長 大竹 雅治
(コード番号：2467 名証セントレックス)
問合せ先：取締役管理本部長 五十嵐 雅人
電話番号：03-5649-2500 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、下記のとおり、平成26年6月27日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社及び子会社の事業の現状に即し、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 単元未満株式についての権利の新設

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. ～ (条文省略) 48. (新設) <u>49.</u> (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) 1. ～ (現行どおり) 48. <u>49.</u> 建築設計並びに工事請負 <u>50.</u> (現行どおり)
(新設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権

<p>第<u>8</u>条 ～ 第<u>32</u>条</p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第<u>9</u>条 ～ 第<u>33</u>条</p> <p>(現行どおり)</p>
---	--

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上